

港湾空港部

令和8年（2026年）2月18日調製

# 定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7（2025）年度補正予算概要 -----	1～2
2 令和8（2026）年度予算概要 -----	3～7
3 函館市港湾施設管理条例の一部を改正する条例の骨子 ---	8～12

1 令和7（2025）年度補正予算概要

(1) 一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	
寄付金	30,000	ふるさと寄付金 企業版ふるさと納税基金分	30,000

[歳出]

土木費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
空港整備費	△ 5,407	函館空港整備事業費負担金減 令和7年度施行分 (事業費 △186,760千円の100分の7.5) 令和6年度精算分	△ 5,407 (地方債) 空港整備事業債 △ 5,400

## (2) 港湾事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	明
国庫支出金	△ 21,000	港湾施設整備費補助金減 けい留施設整備事業減	△ 21,000
寄付金	15,000	ふるさと寄付金 港湾計画関係経費分	15,000
繰入金	△ 18,495	一般会計繰入金減	△ 18,495
市債	△ 135,500	港湾施設災害復旧債 港湾整備債減 けい留施設整備費分減 臨港道路整備費分減 国直轄港湾整備事業費分減 ふ頭整備債減	5,000 △ 139,000 △ 42,000 △ 14,300 △ 82,700 △ 1,500
歳入合計	△ 159,995		

[歳出]

港湾管理費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	明	特定財源
一般管理費	175	港湾管理業務所要経費増 その他諸経費増	175	

港湾整備費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	明	特定財源
けい留施設整備費	△ 63,000	けい留施設整備費減	△ 63,000	(国) 港湾施設整備費補助金 △ 21,000 (地方債) 港湾整備債 △ 42,000
臨港道路整備費	△ 14,275	臨港道路整備費減	△ 14,275	(地方債) 港湾整備債 △ 14,300
ふ頭整備費	△ 1,235	ふ頭整備費減	△ 1,235	(地方債) ふ頭整備債 △ 1,500
国直轄港湾整備事業費	△ 82,700	国直轄港湾改修事業負担金減	△ 82,700	(地方債) 港湾整備債 △ 82,700

職員費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	明	特定財源
一般部局職員費	1,040	職員給与費増	1,040	

(単位：千円)

歳出合計	△ 159,995		
------	-----------	--	--

2 令和8（2026）年度予算概要

(1) 一般会計

[歳出]

土木費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特定財源
空港総務費	27,727	函館空港利用促進関係経費 7,332 函館空港利用促進費 1,103 アウトバウンド関係経費 1,230 道内7空港活性化連携事業費 1,388 海外航空会社プロモーション経費 3,611 函館空港国際航空便運航補助金 10,000 負担金 10,395 北海道空港協会負担金 45 函館空港振興協議会負担金 150 空の日記念事業負担金 200 道内空港受入体制整備実行委員会負担金 10,000	(道)航空地上支援業 務人材確保事業 補助金 300 (その他)地域振興基 金繰入金 10,000
空港周辺整備 事業費	1,821	住宅騒音防止対策事業費 1,821 暖房機取替等工事補助金	(道)空港周辺住宅騒 音防止事業費補 助金 304 (その他)空港周辺住 宅騒音防止 事業費負担 金 1,213
空港整備費	61,388	函館空港整備事業費負担金 61,388 (事業費818,500千円の100分の7.5)	(地方債)空港整備事 業債 61,300

## (2) 港湾事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	
使用料及び 手数料	385,624	港湾使用料 入 港 料 け い 船 料 船舶給水施設使用料 可動橋施設使用料 上 屋 使 用 料 荷さばき地使用料 港湾施設用地使用料ほか 港湾手数料	385,619 27,075 178,021 22,237 15,170 10,848 92,286 39,982 5
国庫支出金	165,000	港湾施設整備費補助金	165,000
道支出金	12,902	港湾施設整備費補助金 港湾統計調査委託金	12,500 402
財産収入	11,868	財産貸付収入(土地貸付収入, 港湾施設貸付収入ほか)	11,868
繰入金	1,328,000	一般会計繰入金	1,328,000
繰越金	1	前年度繰越金	1
諸収入	81,105	延滞金 貸付元金収入 職員費振替収入 消費税及び地方消費税還付金 雑 入	1 45,404 4,400 12,880 18,420
市 債	869,500	港湾整備債 ふ頭整備債	817,500 52,000
歳入合計	2,854,000		

[歳出]

港湾管理費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特定財源
一般管理費	400,793	港湾管理業務所要経費 港内維持しゅんせつ費 維持補修費 上屋運営費 船舶給水運営費 函館クルーズターミナル運営費 緑地管理経費ほか 港町ふ頭コンテナヤード施設運営費 函館港利用促進関係経費 負担金ほか	276,572 5,000 55,231 1,066 29,852 10,314 175,109 59,820 62,551 1,850 (道)港湾統計調査委 託金 402

港湾整備費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特定財源
けい留施設 整備費	241,600	けい留施設整備費 241,600 西ふ頭地区岸壁 上部補修工 1式 (別添箇所図参照 7ページ…①) 港町地区防舷材 防舷材 1式 (別添箇所図参照 7ページ…②) 万代地区ふ頭保安設備 監視カメラ設備等 1式 (別添箇所図参照 7ページ…③)	(国) 港湾施設整備費 補助金 79,000 (地方債) 港湾整備債 162,600
臨港道路整備費	150,700	臨港道路整備費 150,700 中央ふ頭地区こ線橋 橋梁補修 1式 (別添箇所図参照 7ページ…④) 本港地区道路 道路改良 1式 (別添箇所図参照 7ページ…⑤, ⑥, ⑦, ⑧)	(国) 港湾施設整備費 補助金 20,000 (道) 港湾施設整備費 補助金 12,500 (地方債) 港湾整備債 118,200
ふ頭整備費	52,000	ふ頭整備費 52,000 西ふ頭地区 船舶用給水施設ほか 1式 (別添箇所図参照 7ページ…⑨) 港町地区 リーチスタッカ大規模修繕 1式 (別添箇所図参照 7ページ…⑩)	(地方債) ふ頭整備債 52,000
国直轄港湾 整備事業費	468,150	国直轄港湾改修事業負担金 468,150 弁天地区 岸壁改良事業費 933,000千円の3分の1 (別添箇所図参照 7ページ…⑪) 本港地区 防波堤(西)改良事業費 320,000千円の10分の1.5 (別添箇所図参照 7ページ…⑫) 本港地区 道路改良事業費 273,000千円の3分の1 (別添箇所図参照 7ページ…⑬) 榎法華港 護岸(防波)(東)改良事業費 121,000千円の10分の1.5 (別添箇所図参照 7ページ…⑭)	(地方債) 港湾整備債 468,100

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特定財源
環境整備事業費	134,600	環境整備事業費 134,600 弁天地区緑地 緑地実施設計 1式 (別添箇所図参照 7ページ…⑮) 大町地区緑地 建築補修 1式 電気・給排水設備改良 1式 (別添箇所図参照 7ページ…⑯)	(国)港湾施設整備費 補助金 66,000 (地方債)港湾整備債 補助金 68,600

## 公 債 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特定財源
元 金	1,069,435	長期債償還元金 1,069,435	(その他)貸付元金収 入 45,404
利 子	83,984	長期債償還利子 83,984	

## 職 員 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特定財源
一般部局職員費	242,738	職員給与費 242,738	(その他)職員費振替 収入 4,400

## 予 備 費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特定財源
予 備 費	10,000		

(単位：千円)

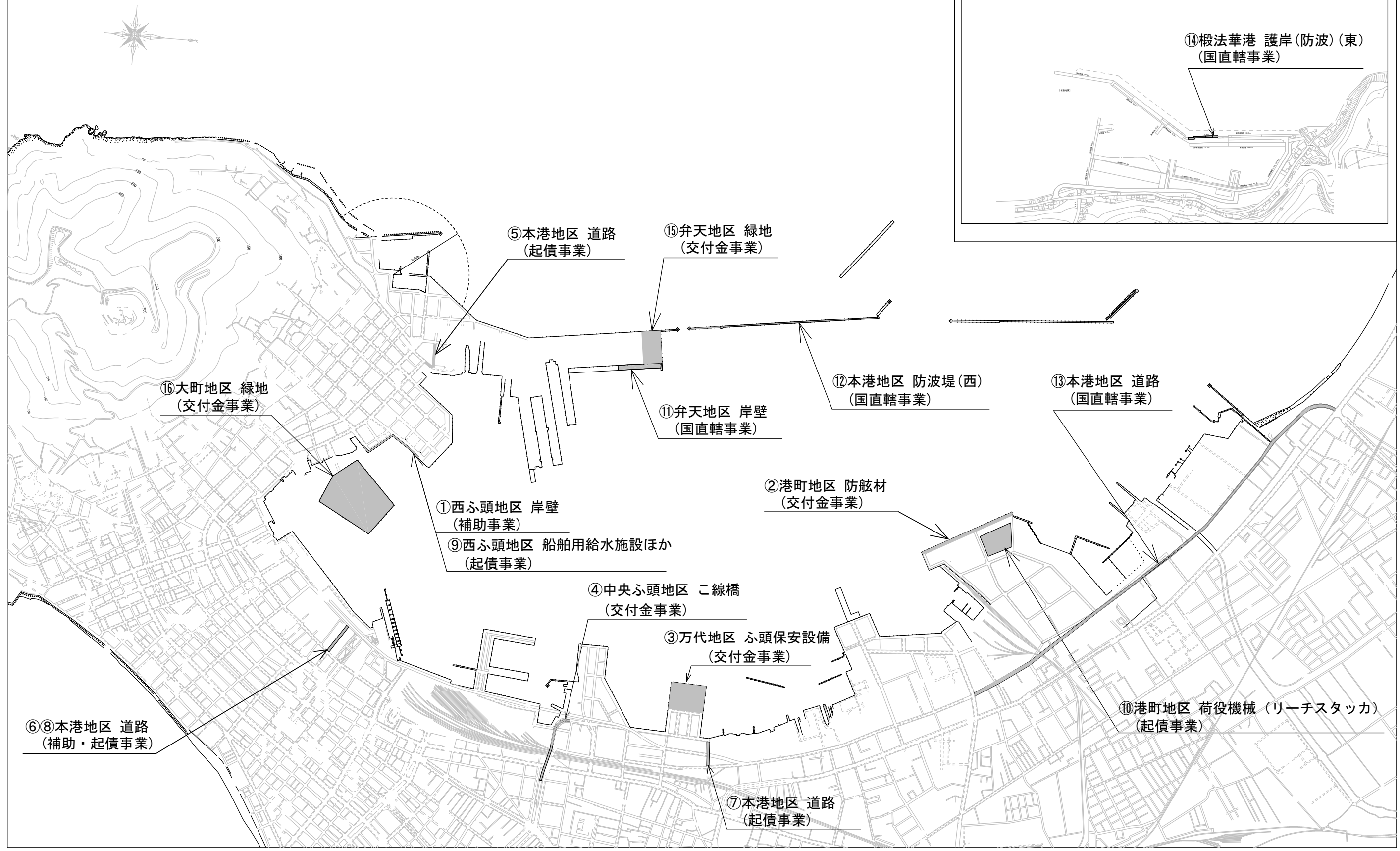
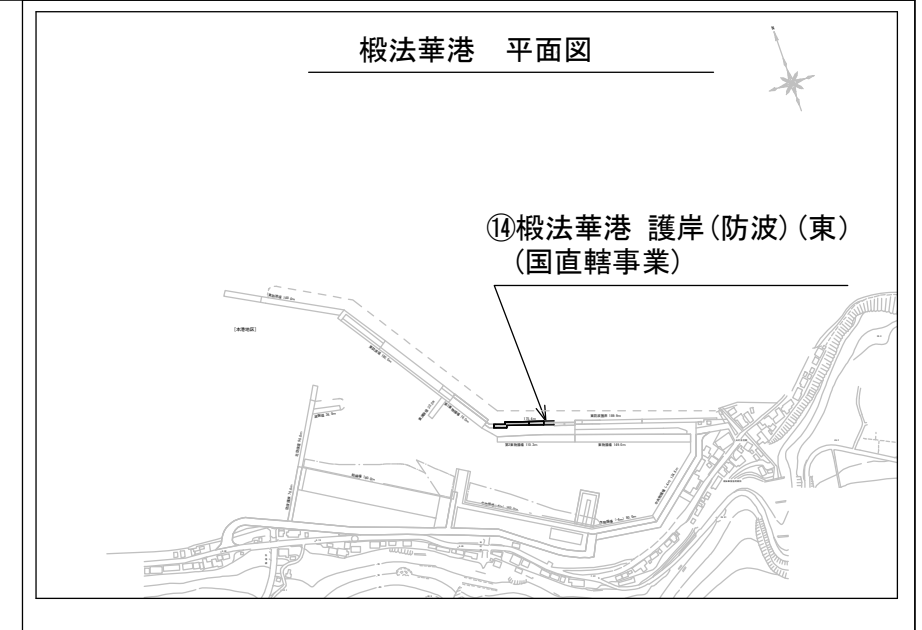
歳 出 合 計	2,854,000		
---------	-----------	--	--

## [債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
函館クルーズターミナル 管 理 委 託 料	令和 9 (2027)年度から 令和 13 (2031)年度まで	443,366

令和8（2026）年度 港湾関係予算事業箇所図



3 函館市港湾施設管理条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

函館クルーズターミナルについて、船舶により旅客を運送する事業を営む者が一般使用をする場合に使用料を徴収することとするため

(2) 改正内容

別表第1 (第11条関係)

第11条第2項中「許可」の後ろに「(函館クルーズターミナルの使用の許可を除く。)」を加える。

別表第1中

6 可動橋施設 使用料	総トン数1トンまでごとに使用1回につき	1円94銭	を
----------------	---------------------	-------	---

6 可動橋施設 使用料	総トン数1トンまでごとに使用1回につき	1円94銭		
7 函館クルーズターミナル 使用料	(1) 船舶により旅客を運送する事業を営む者がする函館クルーズターミナルの一般使用(入港時において当該船舶に旅客が乗船している場合における一般使用に限る。)1回につき  (2) 船舶により旅客を運送する事業を営む者がする函館クルーズターミナルの一般使用(入港時において当該船舶に旅客が乗船していない場合であって、出港時において当該船舶に旅客が乗船しているときにおける一般使用に限る。)1回につき	外航船舶 以外の船舶	外航船舶	に,
		入港時における当該船舶の旅客の数に330円を乗じて得た額	入港時における当該船舶の旅客の数に600円を乗じて得た額	
		出港時における当該船舶の旅客の数に330円を乗じて得た額	出港時における当該船舶の旅客の数に600円を乗じて得た額	

「7 移動式荷役機械使用料」を「8 移動式荷役機械使用料」に、「8 冷凍コンテナ用電気供給施設使用料」を「9 冷凍コンテナ用電気供給施設使用料」に、「9 公共空地占用料」を「10 公共空地占用料」に、「10 水域占用料」を「11 水域占用料」に、「11 土砂採取料」を「12 土砂採取料」に改める。

### (3) 施行期日

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

### (4) 経過措置

- 1 この条例による改正後の函館市港湾施設管理条例（以下「新条例」という。）別表第1（函館クルーズターミナル使用料に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の函館クルーズターミナルの一般使用（船舶の入港が施行日以後である場合における一般使用に限る。）に係る使用料について適用する。
- 2 函館クルーズターミナルの一般使用について新条例第5条（新条例第20条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けようとする者は、施行日前においても、新条例第5条の規定の例により、その申請を行うことができる。
- 3 市長は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、新条例第5条および第6条の規定の例により、当該許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日以後は、新条例第5条（新条例第20条第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可とみなす。
- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

函館市港湾施設管理条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(通常使用)</p> <p>第4条 港湾施設は、当該港湾施設の目的（法第2条第5項各号に区分された港湾施設の目的をいう。以下同じ。）に従い、使用（占有を除く。以下同じ。）をすることができる。</p>	<p>(通常使用)</p> <p>第4条 (略)</p>
<p>(通常使用の許可)</p> <p>第5条 前条の規定により港湾施設（航路、道路その他市長が定めるものを除く。）を使用しようとする者は、一般使用（貨物の荷さばきその他の使用の目的が終了するまでの間使用の目的に必要な範囲内で使用することをいう。以下同じ。）および専用使用（期間を限ってその期間が終了するまでの間独占的に使用することをいう。以下同じ。）の種類ごとに、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(通常使用の許可)</p> <p>第5条 (略)</p>
<p>(許可の基準)</p> <p>第6条 市長は、前条の許可の申請が次の各号の一に該当すると認める場合を除き、許可をしなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p>
<p>(目的外使用の許可)</p> <p>第7条 港湾施設は、第4条の規定にかかわらず、市長の許可を受けて、当該港湾施設の目的以外の目的に使用することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(目的外使用の許可)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(占有の許可)</p> <p>第8条 港湾施設は、市長の許可を受けて、当該港湾施設に工作物を設置する等により、その全部または一部を占有することができる。ただし、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域について占有する場合または法第37条の規定により許可を受け、もしくは協議した者が当該許可もしくは協議に係る行為として占有する場合は、市長の許可を要しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(占有の許可)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(使用料等および利用料金)</p> <p>第11条 第5条、第7条第1項もしくは第8条第1</p>	<p>(使用料等および利用料金)</p> <p>第11条 (略)</p>

項または法第37条第1項第1号もしくは第2号の許可（次項に規定する許可を除く。）を受けた者は、函館港にあつては別表第1、樞法華港にあつては別表第2に定める使用料、占用料または土砂採取料（以下「使用料等」という。）を市長が指定する日までに納めなければならない。

2 第20条第4項の規定により読み替えて適用される第5条または第8条第1項の許可を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）から受けた者は、港湾施設の使用または占用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

3 利用料金の額は、指定管理者が、別表第1または別表第2に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 （略）

（指定管理者による管理）

第20条 市長が定める港湾施設（以下この条において「特定施設」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。

2 市長は、特定施設を定めたときは、その種類および名称を告示するものとする。それらを変更したときも、同様とする。

3 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 特定施設の使用または占用等の許可および規制に関すること。
- (2) 特定施設の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

4 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条、第6条（第5号を除く。）、第8条、第9条（第7条第1項の許可の場合を除く。）、第15条（第1項第2号から第5号までを除く。）、第16条第1項および第2項ならびに前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

別表第1（第11条関係）

区分		金額
(略)		
6 可動橋施設使用料	総トン数1トンまでごとに使用1回につき	1円94銭

2 第20条第4項の規定により読み替えて適用される第5条または第8条第1項の許可（第20条第1項に規定する特定施設であつて市長が定める港湾施設に係る許可を除く。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）から受けた者は、港湾施設の使用または占用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

3 （略）

4 （略）

（指定管理者による管理）

第20条 （略）

2 （略）

3 （略）

(1) （略）

(2) （略）

(3) （略）

4 （略）

別表第1（第11条関係）

区分		金額
(略)		
6 可動橋施設使用料	(略)	(略)

(新設)		
7 移動式荷役機械使用料	(略)	(略)
8 冷凍コンテナ用電気供給施設使用料	(略)	(略)
9 公共空地占用料	(略)	(略)
10 水域占用料	(略)	(略)
11 土砂採取料	(略)	(略)
備考 (略)		

7 函館クルーズターミナル使用料		外航船舶 以外の船舶	外航船舶
	(1) 船舶により旅客を運送する事業を営む者がする函館クルーズターミナルの一般使用（入港時において当該船舶に旅客が乗船している場合における一般使用に限る。）1回につき	入港時に おける当 該船舶の 旅客の数 に 330円 を乗じて 得た額	入港時に おける当 該船舶の 旅客の数 に 600円 を乗じて 得た額
8 移動式荷役機械使用料		(略)	(略)
	9 冷凍コンテナ用電気供給施設使用料	(略)	(略)
10 公共空地占用料	(略)	(略)	(略)
11 水域占用料	(略)	(略)	(略)
12 土砂採取料	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			